

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 1 月 9 日提出

案件担当 部 課 等	総務部法制文書課
案件名称	三浦市行政手続条例の一部を改正する条例の 基本方針について
部門経 営で 部会 議審 議した 日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項	三浦市行政手続条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり基本方針を決定することについて
現状と課題	<p>1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）により行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）が改正され、令和 8 年 5 月 21 日に施行される。</p> <p>2 これにより、同法中のデジタル技術の活用を妨げる規定（いわゆるアナログ規制）の見直しが行われ、法令を根拠とする不利益処分に係る意見陳述手続の通知を公示送達により行う場合の方法について、「掲示場での書面掲示」から、「インターネットによる公表を前提とした方法」へと改められることとなる。</p> <p>3 本市の条例等を根拠とする処分に係る手続については、三浦市行政手続条例において定めていることから、同法に基づく手続との間に差異が生じないように、同条例における関係規定を整備する必要がある。</p>
案件担当部課等の見解	<p>別紙基本方針のとおり、三浦市行政手続条例の一部を改正することしたい。</p> <p>審議決定後は、パブリックコメント手続を経た後に、令和 8 年第 1 回定例会に議案を提出することとしたい。</p>
総合計画及び予算との関係	<p>大綱 4 計画の推進に向けて</p> <p>目標 4 開かれた市役所づくり</p> <p>施策 2 開かれた行政運営の推進</p>
備考	<p>説明員 神保法制文書課長 小池法制文書課法制文書 G L</p>